

## 認定対象要件

分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	県 確認欄																																							
(1) 5戸以上の新築戸建て住宅で構成される分譲住宅団地であること。ただし、「ゆとり重視型」が含まれている場合、住戸数はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲住宅団地の所在地及び地図 埼玉県さいたま市北区奈良町152番1, 4, 5, 7, 8</li> <li>・分譲住宅団地の規模等の概要 総宅地面積：1791.29㎡</li> <li>・分譲住宅団地を構成する住宅の数、延べ面積、敷地面積の概要  戸数：13戸 延べ面積：96.01～103.90㎡ 敷地面積：100.21～131.39㎡</li> </ul>	○																																							
(2) その他法令等に違反していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可、認定等の年月日及び番号等</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">1号棟</td><td style="width: 60%;">第SJK-KX205641980号</td><td style="width: 30%;">令和3年2月24日</td></tr> <tr><td>2号棟</td><td>第SJK-KX205641990号</td><td>令和3年2月24日</td></tr> <tr><td>3号棟</td><td>第SJK-KX205641300号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>4号棟</td><td>第SJK-KX205642000号</td><td>令和3年2月24日</td></tr> <tr><td>5号棟</td><td>第SJK-KX205641310号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>6号棟</td><td>第SJK-KX205641320号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>7号棟</td><td>第SJK-KX205641330号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>8号棟</td><td>第SJK-KX205641340号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>9号棟</td><td>第SJK-KX205641350号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>10号棟</td><td>第SJK-KX205642010号</td><td>令和3年2月24日</td></tr> <tr><td>11号棟</td><td>第SJK-KX205641360号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>12号棟</td><td>第SJK-KX205641370号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> <tr><td>13号棟</td><td>第SJK-KX205641380号</td><td>令和3年2月18日</td></tr> </table>	1号棟	第SJK-KX205641980号	令和3年2月24日	2号棟	第SJK-KX205641990号	令和3年2月24日	3号棟	第SJK-KX205641300号	令和3年2月18日	4号棟	第SJK-KX205642000号	令和3年2月24日	5号棟	第SJK-KX205641310号	令和3年2月18日	6号棟	第SJK-KX205641320号	令和3年2月18日	7号棟	第SJK-KX205641330号	令和3年2月18日	8号棟	第SJK-KX205641340号	令和3年2月18日	9号棟	第SJK-KX205641350号	令和3年2月18日	10号棟	第SJK-KX205642010号	令和3年2月24日	11号棟	第SJK-KX205641360号	令和3年2月18日	12号棟	第SJK-KX205641370号	令和3年2月18日	13号棟	第SJK-KX205641380号	令和3年2月18日	○
1号棟	第SJK-KX205641980号	令和3年2月24日																																							
2号棟	第SJK-KX205641990号	令和3年2月24日																																							
3号棟	第SJK-KX205641300号	令和3年2月18日																																							
4号棟	第SJK-KX205642000号	令和3年2月24日																																							
5号棟	第SJK-KX205641310号	令和3年2月18日																																							
6号棟	第SJK-KX205641320号	令和3年2月18日																																							
7号棟	第SJK-KX205641330号	令和3年2月18日																																							
8号棟	第SJK-KX205641340号	令和3年2月18日																																							
9号棟	第SJK-KX205641350号	令和3年2月18日																																							
10号棟	第SJK-KX205642010号	令和3年2月24日																																							
11号棟	第SJK-KX205641360号	令和3年2月18日																																							
12号棟	第SJK-KX205641370号	令和3年2月18日																																							
13号棟	第SJK-KX205641380号	令和3年2月18日																																							

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

**必須項目**



分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

1 住宅の広さ	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄
(1) ゆとり重視型 住宅の延べ面積100㎡以上、 敷地面積110㎡以上 である。			
(2) 機能重視型 住宅の延べ面積 90㎡以上、 敷地面積 100㎡以上 である。	全13棟中13棟が 住宅の延べ面積90㎡以上 (最低延べ面積96.01 ㎡) 敷地面積100㎡以上 (最低敷地面積 100.21 ㎡)	○	○
2 住宅の仕様	計画の内容 (具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
(1) 玄関の土間部分にベビーカーや子どもの 遊び道具などを置くため、概ね1㎡のス ペースを確保している。	玄関土間部分：1.24㎡以上 	○	○
(2) 子どもへの目線が確保できるよう、対面 形式のオープンキッチンを採用するな ど、キッチンからリビング等にいたる子 どもの様子が確認しやすい間取りとなっ ている。	キッチンがリビング空間の一部のような 一体感のあるフルオープン対面キッチンや、 リビングに視線の 向けられるキッチン を採用しています。 	○	○
(3) 住宅内の階段は、次の全ての基準に適合 していること。ただし、ホームエレベ ータを設置している場合はこの限りではな い。  ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2 倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以 下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以 上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭 い法の端から300mmの位置における各部 の寸法とする。  イ 蹴込みが30mm以下である事。  ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mm から900mmまでの位置に設けられてい ること。	住宅内の階段には、連続手すりを装備し、降 り口にフットライト (足元灯) を設置するな ど 安全に配慮した形状になっています。  フットライト   テスリ付き階段 	○	○
(4) 日本住宅性能表示基準 (平成13年8月14 日国土交通省告示第1346号) 別表1の6 -1ホルムアルデヒド対策 (内装及び天 井裏等) における等級3を取得してい るか、又は居室内の内装仕上げや居室に係 る天井裏等の下地材等に用いる特定建材 は、その全てにおいて日本工業規格 (JIS) 又は日本農業規格 (JAS) のF☆ ☆☆表示のある建築材料等 (ホルムア ルデヒド発散建築材料に該当しないも の) を用いている。	ホルムアルデヒド対策を行っています。天井 裏の措置と内装の仕上げの部分は全てF☆☆ ☆☆認定品としています。	○	○

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

団地環境の工夫及び整備




分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄
1 コミュニティの醸成	次に掲げる(1)～(3)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 地域の自治会・町内会等が、次に掲げるいずれかの取組を実施している。  ア 子ども参加型イベント等の開催（地域清掃活動、お祭り、運動会など）（入居時に少なくとも1度は実施されるもの）  イ イ 子どもの見守り活動の実施（防犯パトロール、あいさつ運動、スクールガード等）			
	(2) 分譲事業者または分譲住宅団地を管理する会社が、次に掲げるいずれかの取組を実施している。  ア 分譲住宅の入居者と地域住民とのイベント等の開催（入居時に少なくとも1度は実施されるもの）  イ 子育て支援サービスの提供（ハウスクリーニング、育児用品レンタル等）	<<住民同士のコミュニティの形成>> 入居後に街開きを行い、寄せ植え教室や植栽のお手入れの仕方の助言を行い、地域の方を含めた皆さんの絆づくりのお手伝いをします。 	○	○
	(3) 分譲事業者、団地を管理する会社等が、その他の子育て支援のためのサービス又は事業を実施している。			
2 子育て環境の整備	次に掲げる(1)～(5)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲住宅団地内の公園、集会所等を活用した子どもの遊び場の設置			
	(2) 分譲住宅団地内に通学班や保育所・幼稚園送迎のための待合スペースなどの設置			
	(3) 死角のないオープン外構を整備（低い生垣や塀など）			
	(4) 防犯機器の設置によるタウンセキュリティの実施	灯りのいえなみ協定を締結しています。 明暗センサー付きのLEDガーデンライトにより、灯りによるタウンセキュリティを実施します。 	○	○
(5) その他の子育て支援に関する環境整備の実施				
		適合する基準の数 (各項目で1つ以上適合していること)	2	2

※ このシートは、認定概要の公表に使用場合があります。


住宅の仕様

分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

項目	計画の広容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県 確認欄	
		ゆとり 重視型	機能 重視型		
1 家族の 絆の 確保等	(1) 子どもの成長等にあわせた間取り変更などに対応できるよう、スライドドアを採用する等の工夫をしている。	子供の成長にあわせて部屋を2部屋に仕切る壁下地を用意し、間取り変更に対応しています。希望があれば、間仕切りを設置した状態で引き渡しもできます。(対象：5, 6, 7, 9, 11号棟)		○	○
	(2) 延べ面積の15%以上の面積の収納スペースがある。				
	(3) 子どもが、家族とのコミュニケーションを取りながら学べるよう、リビングやダイニングなどに勉強に利用できるスペースが確保されている。	リビングダイニングの大人の目の届くところに勉強のできるカウンターを設置しています。(7号棟以外) 		○	○
	(4) リビングなどの家族の集まるスペースを中心とした動線が確保されている。	リビングアクセス階段で、家族が自然に挨拶を交わしてコミュニケーションが深まる工夫をしています。 		○	○
	(5) その他家族の絆を深めるための工夫をしている。	小上がりのマルチコーナーは、手入れもしやすいテキスタイルフロアを採用。子供を安心して遊ばせられるスペースを設置しています。(2, 4, 5, 12号棟以外)		○	○
2 子ども の 安全 性 確保	(1) 子どもの安全性を確保するため、次に掲げる対策をしている。 ア 衝突時の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。 i) 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。 ii) 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっていない。 iii) その他の衝突防止の措置を講じている。 イ 不用意な子どもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫している。				
	(2) 子どもが危険な場所(台所、浴室、ランドリーなど)に近寄れないようにするため、進入を防止する建具やチャイルドフェンスなどを設置している又は設置できるように壁裏に下地を施工している。				
	(3) 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシ、ドアの蝶番又はドアクローザーを採用している。	LIXILの内部建具はソフトモーション機能で事故を防ぎます。 		○	○
	(4) 1階開口部等への面格子の設置や防犯ガラス又は防犯性の高い施錠設備を採用している。	1階開口部はシャッターを設置し、シャッターのない窓でW: 260mm超の開口部サッシは防犯ガラスを採用しています。		○	○
	(5) 警備会社と連携したホームセキュリティシステム等の設備による防犯対策を講じている。または、埼玉県住まいづくり協議会の防犯アドバイザーに登録している者からアドバイスを得ている。				
	(6) その他子どもの安全性の確保のための工夫をしている。				

住宅の仕様

分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

項目	計画の広容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県 確認欄
		ゆとり 重視型	機能 重視型	
3 居住環境の確保	(1) 外部への音漏れを軽減するため、サッシ等の外壁側の開口部に日本工業規格 (JIS A 4706) 等級T-1 (25等級線) 以上の材料を使用している。		○	○
	(2) 子育てに必要な情報入手や子どもの学習に活用できるように、各居室にブロードバンドに対応できる設備を有している。			
	(3) 住宅への出入りをスムーズに行えるようにするため、次に掲げる対策をしている。			
	ア 子どもを抱いて出入りしたり、子どもが使用しやすいようにするため、玄関ドアの握り手にレバー型・プッシュプル型を採用している。			
	イ 道路から玄関周辺まで段差が無い構造としている。			
(4) 敷地面積の10%以上の広さの緑地を設置している。				
(5) その他子育てに役立つ居住環境対策を行っている。	①またぎの高さを抑えた低床タイプのユニットバスを採用しています。(全戸)  約44cm ②1階に家族で使えるファミリーウォークインクローゼット (ずぼらCL) を設置 (対象: 全棟)		○	○
<b>適合する基準の数 (各項目で1つ又は2つ以上適合していること)</b>		<b>0</b>	<b>8</b>	<b>8</b>

## 立地

分譲住宅団地の名称： KIZUKIの家 宮原

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄
1 子育てを支援する施設 の状況	(1) 分譲住宅団地の半径1,200m以内の子育て支援施設※1の数 ・ 5か所以上…3点 ・ 2か所以上5か所未満…2点 ・ 1箇所…1点	さいたま市放課後児童クラブ キッズスペース奈良・・・140m さいたま市放課後児童クラブ キッズスペースきぼう・・・330m 奈良保育園・・・380m 銀鈴幼稚園・・・430m 大宮さくら保育園・・・720m	3 3
	(2) 分譲住宅団地から小学校の距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	大宮別所小学校・・・260m	3 3
	(3) 分譲住宅団地から他の教育施設※2までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	宮原中学校・・・620m	2 2
	(4) 分譲住宅団地から公園、緑地までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	神明公園・・・200m 奈良公園・・・260m 奈良北公園・・・300m 台前公園・・・330m 別所北公園・・・380m 鍛冶公園・・・580m	3 3
2 生活関連施設からの距離	(1) 分譲住宅団地から病院又は診療所※3までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	いしかわキッズクリニック・・・250m ただおクリニック・・・300m 松本医院・・・310m 池部医院・・・700m	3 3
	(2) 分譲住宅団地から商店街※4までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	セブンイレブンさいたま奈良町北店・・・290m いなげや・・・320m セブンイレブンさいたま別所町店・・・520m ビッグ・エーさいたま別所町店・・・520m ミニストップさいたま奈良町店・・・640m	3 3
合計点数(12点以上であること)		17	17

※「ゆとり重視型」に該当する住戸が全住戸の2分の1以上ある場合は、6点以上とする。

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

注) 各施設までの距離は直線距離とし、分譲住宅団地の敷地の主要な出入口から計測したものとす。

※1 子育て支援施設とは、保育施設、幼稚園、児童館、地域子育て支援センターをいう。

※2 その他の教育施設とは、中学校、図書館、体育施設(学校体育施設を除く)、公民館、美術館その他これらに類するものをいう。

※3 病院又は診療所とは、内科又は小児科の診療が可能なものをいう。

※4 コンビニエンスストア又はスーパーマーケットの場合は1店舗でも該当する。